

対象者の生計費について認定してある社会通念の半分以上で、生計に要する費用を支給する。扶養者の方は、60歳以上未満である。扶養者は、扶養者とされるべき扶養者である。

被扶養者に関するQ&A

- 被扶養者が企業に就職して本人として健康保険に入ったのですが、被扶養者から自動的に削除されますか？
- 無職・年収が少ない家族を被扶養者にすることができますか？
- 年収が年収限度額の130万円未満（60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満）であれば被扶養者にすることができますか？
- 配偶者の認定要件は、年収が年収限度額未満で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
- 子供の認定要件は、年収限度額未満であり、かつ「学校教育法に定める学生の者」または、「病気等で就労不能の者」で、主として被保険者の収入により生計が維持されている状態で判断します。また、夫婦共働きの場合は、被扶養者の人数に関係なく、原則として年収の多い方の被扶養者になります。
- 親、その他の認定要件は、年収限度額未満であっても、「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と判断されなければ被扶養者として認められません。認定対象者の生計費は、前記の「収入のある者の認定について」に示しました。
- 費目別・世帯人員別標準生計費 月当り額（平成29年4月）

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
107,980円	153,950円	172,170円	190,420円	208,640円
1人当り	(76,975円)	(57,390円)	(47,605円)	(41,728円)
- 同居している父母について、母に全く収入がありません。父に約200万円の年金収入がありますが、母を被扶養者にすることはできますか？
- 両親のどちらか一方の収入が認定要件である年収限度額未満でも、両親の年収を合計し、生計費の半分以上がまかなえると健保組合が判断した場合は、被扶養者として認められません。
- 両親と同居していても、夫婦は同居してお互いに助け合い、援助しあう義務があります。父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるのは当然ではないかと思われます。
- 妻のパート収入が年収100万円以下ですが被扶養者にすることができますか？
- 配偶者の年収が130万円未満（60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満）で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
- 妻がパート勤務を始めたばかりのため給与明細書が1ヶ月分しかありません。添付書類はどうしたらよいですか？
- 1ヶ月分では年収の見込み額の計算ができないため、提出期限の7月30日時点で添付できる月数分を添付してください。また、調査書の平均収入月額、勤務開始日を必ず記入してください。必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。
- 妻のパート収入が年収50万円ほどで扶養範囲内において勤務していますが書類はどうですか？
- 必要です。収入が扶養範囲内でも金額に関係なく、書類にて確認しています。
- 妻がパート先の給与明細、源泉徴収票を紛失してしまいました。添付書類はどうしたらよいですか？
- 給与明細については、パート先で再発行してもらうか、各社人事（総務）課にあります年間給与等支払証明書に事業主（パート先）の証明を受けてください。源泉徴収票についてもパート先で再発行してもらうか、源泉徴収票の代りに所得証明書か非・課税証明書を市町村窓口で発行の手続きをしてください。（源泉徴収票の代わりとして、市民税・県民税特別徴収額の通知書写でも可）
- 失業給付（雇用保険）を受けている妻を被扶養者にすることができますか？
- 受給日額が3,612円（60歳以上の方は5,000円）以上の場合は、被扶養者にすることできません。雇用保険は失業時の、生活の安定を図るために支給されるもので、被保険者に生計を依存しているとは言えないからです。
- 自営業をしている妻を被扶養者にすることができますか？
- 自営業をしている場合、原則として被扶養者として認められません。自営業者は、経営者として自分の責任と決断で事業を行っており、ただ単に年収が認定要件である年収限度額未満であっても、社会常識に照らして自活の備えは当然と判断されれば、被扶養者として認められません。
- 被保険者である私の給与年収が180万円で、妻のパート年収が120万円あります。妻の年収が130万円未満ですが被扶養者にすることができますか？
- 妻の年収が年収限度額未満でも、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。ただし、被保険者の年収には、給与収入以外の収入（年金、農業、不動産等）も含みますので、これらの収入がある場合は、収入が証明できる書類を添付してください。
- 子供が大学を卒業しました。その後就職をしていませんが、引き続き被扶養者にすることができますか？
- 就労年齢に達した者の被扶養者認定は、就学・障害・療養等のため就労できない事由が生じている者とされています。したがって引き続き認定とはなりません。
- 子供が現在大学生ですが、アルバイトの収入が月額12万円（年額換算144万円）あります。引き続き被扶養者にすることができますか？
- たとえ学生であっても、年収が130万円以上の場合は引き続き認定とはなりません。健康保険の被扶養者の対象となるのは、年収が130万円未満（60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満）で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合であることと限られています。
- 夫婦共働きの場合は、子供等はどちらの被扶養者にすることになりますか？
- 被扶養者の人数に関係なく、原則として前年の年収の多い方の被扶養者になります。

被扶養者の資格確認について、被扶養者の資格確認については、給付の適正化の観点から、被扶養者として認定されている方について、「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態の適否を再確認するよう定められています。被扶養者（扶養者）について、その後収入が得られるようになつたり、少なかつた収入が増えたり、養者異動履歴を入力（総務）課によると、生計を維持されている方や、年金受給者でその後、主として被保険者により生計が維持されている状態とは、すみやかに届け出してください。

経由で提出してください。

なお、「主として被保

保険者により生計が維持されている」とは、学校を卒業して就職された方や、年金受給者でその後、主として被保険者により生計が維持されている状態とは、すみやかに届け出してください。

なお、「主として被保

保険者により生計が維持されている」とは、学校を卒業して就

職された方や、年金受給者でその後、主として被保険者により生計が維持されている状態とは、すみやかに届け出してください。

なお、「主として被保

保険者により生計が維持されている」とは、学校を卒業して就

職された方や、年金受給者でその後、主として被保険者により